

## 基本目標

③

## 参加できる地域

## 現在の課題

サロンや助け合い活動が広がりつつありますが、生活上の課題を抱えた方が、大変な思いを分かち合ったり、活動できる場が身近にある状況とはいえません。地域の中で孤立したり、支援の手が行き届きにくくなってしまうます。

一方で、地域で活動したいという気持ちがあっても、どうしたら活動できるのかわからない、どのような活動があるかわからないために参加できない場合もあり、社会参加や社会貢献がしやすいとはいえない状況にあります。

## こんな声があります

障害のある方や子どもが思い思いに過ごせる場所がない

子どもと若い方と年配の方の交流が少ない

どんな団体がどんな活動をしているかわからない

障害や仕事があるため、イベントなどに参加することは大変

子連れで参加できる仕事や活動が少ない

障害のある子どもがいるが先々が心配

元気な高齢者が活躍できる場が少ない

## こんな地域になるように

生活上の課題を抱えた方一人ひとりが、地域の中で居場所を見つけ、いろいろな人たちとかかわることで、自分らしい生活につながります。様々な人が気軽に参加できる場が広がることで、孤立のない地域に向かっていきます。

## 市民ができる取り組みの例

「誰もが楽しめる地域イベントを企画、提案し参加する」

「地域活動に参加する」

「新たな仲間を受け入れ、また、新たな仲間に入る働き掛けをする」



## 具体的な取り組み

### 地域に居場所をつくります

具体的な取り組み	内容
就労・社会参加の場の協力者（機関）づくり支援	何らかの要因があって、就労や社会との接点に結びつきにくい人たちの社会参加が得られるように、協力者（機関）をつくる。
支援を必要としている人が身近に集い、参加できる場づくり支援	高齢者、障害者、子ども、外国人などの様々な方が、身近に集う事が出来るような居場所をつくる。

### 支援を必要としている人が参加・交流できる催しをつくります

具体的な取り組み	内容
支援を必要としている人とともに福祉共育・当事者支援の場づくり	支援を必要としている人や家族介護者等が孤立しない場をつくる他、福祉共育への参加を進めることで、地域の中にいる様々な立場の人の理解を進める。

### 誰でも社会参加・地域貢献できる流れをつくります

具体的な取り組み	内容
<b>新</b> 小中高大学生が参加する地域活動の提案	身近な地域への理解を促し、地域活動への参加をすすめ、地域の課題を解決するための活動をしていく人材につなげる。
誰でも地域貢献活動の推進	個人が持つ力や知識を活かして地域貢献活動を推進し、生きがいにつなげていく。
<b>新</b> 勤労者世代などのゆるいつながりづくり	地域活動や福祉に興味はあるが、仕事のため関わる機会が少ない人どうし交流できる場をつくり、それぞれの強みを地域づくりに活かしていく。
サロンマップ・地域福祉活動ガイドの作成	サロンマップの作成や地域福祉活動を行うためのガイドブックを作成する。
活動者間の連絡・交流会の実施	地域活動を行っている人同士で情報交換や課題などを話し合い、活動に活かしていく。

#### ◆取り組みの視点

- \* 地域の様々な社会福祉施設や団体と協働しながら進める
- \* 小中高大学生に地域活動の理解をすすめ、地域活動への参加を促す
- \* 高齢者や障害のある方、外国人、仕事をしている方など、様々な層が参加し活躍できる場をつくる



## 基本目標

④

## 支えあえる地域

## 現在の課題

支援を必要としている方にとって、困りごとが公的なサービスの対象外であったり、病気や怪我の時にだけ使えるサービスが少ないなど、既存のサービスで解決ができない場合も少なくありません。また、障害があったり日本語が分からないために情報が得にくかったり、制度が複雑で理解が難しかったりするために支援につながっていない場合もあります。

## こんな声があります

公共施設へのバス便がないなど  
交通機関が使いづらい

支援を必要としている人に情報  
を届けるのが大変

災害の時にだ  
れが助けてく  
れるのか不安

書類が多く、内容も複  
雑でよく理解できない

体調が悪い時だけ買い物  
や家事を手伝ってほしい

ゴミ出しなどちょっとした困り  
ごとを助けてくれる人がいない

## こんな地域になるように

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、公的なサービスだけではなく、ちょっとしたことを身近な人たちで助け合うことが大切です。社会福祉協議会や福祉関係団体だけでなく、地域にある企業や商店など多様な主体が仕組みづくりに関わることで、支えあいが重層的に広がります。

## 市民ができる取り組みの例

「近くの人に情報を届ける」「自分たちの活動を知らせる」  
「新しいサービスを一緒に考える」「募金活動に協力する」  
「いざという時に互いに助け合える関係をつくる」



## 具体的な取り組み

### 身近な地域での支えあい活動を促進します

	具体的な取り組み	内容
新	小地域ごとの福祉推進組織づくり	身近な地域で、住民や様々な団体などみんなで地域の課題を共有したり、取り組みをすすめる組織をつくる。
新	生活支援コーディネーターの配置	地域の支えあいの仕組みをつくる専門職。主に高齢者の生活支援や介護予防につながる活動や担い手づくりに取り組む。

### 支援を必要としている人を支える仕組みをつくります

	具体的な取り組み	内容
	支援を必要とする人を支える地域関係者ネットワークづくり	災害時要援護者支援チームなど、身近な地域で支援を必要としている人を支援するネットワークをつくる。

### 多様な主体と連携した地域をつくります

	具体的な取り組み	内容
	新しい支援の仕組みづくり	制度、サービス、ささえあいなどでは対応できない課題について、新しい支援の仕組みをつくる。

### 支援を必要としている人に情報が行き届くようにします

	具体的な取り組み	内容
新	福祉情報誌の作成	福祉の仕組みや連絡先などが分かる情報誌を作成し、困った時に役立つサービスの情報を届ける。
	多様な主体から情報発信する仕組みづくり	店舗への情報ラック設置、Webの活用、地域の人など、多様な媒体を使って、幅広い年代層へ情報が届く仕組みをつくる。

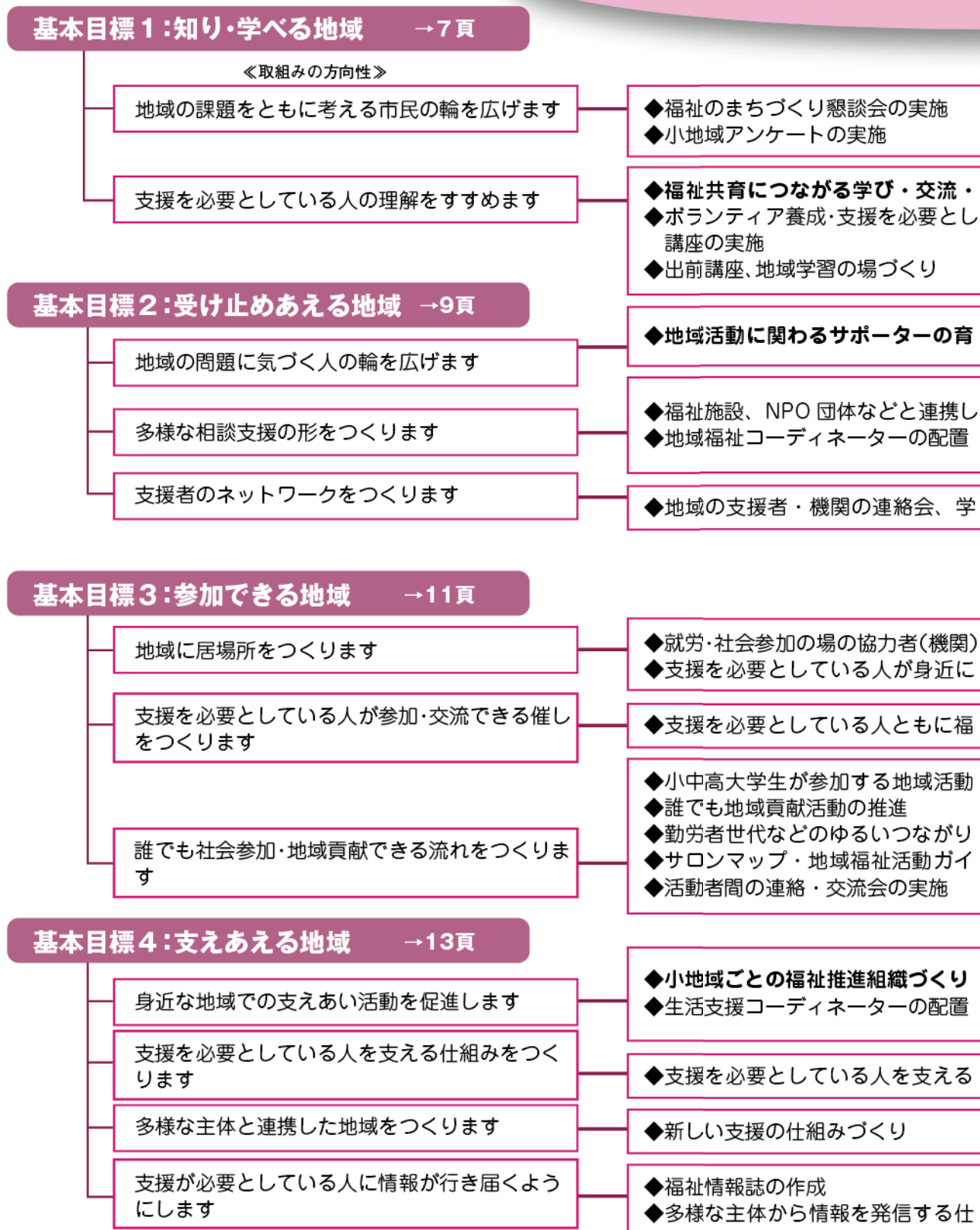
#### ◆取り組みの視点

- \* 福祉のまちづくり懇談会（前掲）や地域福祉コーディネーター（前掲）とも連携する
- \* 地域住民や福祉関係者だけでなく、異分野、異業種を含む多様な主体と協力していく
- \* 地域ささえあいサポーター（前掲）や地縁組織などと協力して活動を進める



## 4. 計画内容と目標達成の流れ ～計画体系図～

支えあいの手をつなぎ、  
～孤立のない



## みんなで作ろう地域の輪

地域をめざして～

**重点**

体験の場づくり  
 ている人の理解(サポート)



福祉意識が高まり、人を思いやるあたたかい心が育ちます

**重点**

成(地域ささえあいサポーター)

た地域相談所づくり



様々な相談支援と見守りが広がり、安心して生活できる地域に育ちます

習会の実施

づくり支援  
 集い、参加できる場づくり支援



参加できる場や活動が増え、イキイキとした交流が生まれます

祉共育・当事者支援の場づくり

の提案

づくり  
 ドの作成

**重点**

地域関係者ネットワークづくり



豊かなつながりや支えあう形が生まれます

組みづくり

## 5. 特に力を入れて取り組むこと～重点プロジェクト～

### (1) 多様な福祉共育の場づくり

様々な福祉活動を進めていくためには、幅広く社会福祉に関する理解と関心を深めていくことが取り組みの第一歩になります。学校教育にとどまらず、支援を必要とする人とそうでない人の垣根を超えて、地域住民が継続的に交流や体験を通じて学びを深められる場づくりに取り組みます。社会的に排除される人を出さずに共に生きていく力を育み、支えあいの輪が広がっていくことが期待されます。

### 福祉共育の方法

取り組み	視点
学校の授業	早期に
福祉講座	だれでも
地域学習会	身近な人と
交流会	相互理解
懇談会	共有する

学び・知りあえる

### 子どもアンケート調査から

認知症や障害者への学びの経験や、接したことがあるかを聞いたところ、認知症では40%の子どもに経験があったが、発達障害では16%にとどまった。学校単位の取り組みでも差が生じているが、学びや体験的接触の少なさが、理解を阻むと考えられる。



### (2) 地域活動に関わるサポーターの育成～地域ささえあいサポーター～

支援対象ごとにボランティアを養成することも大切ですが、地域単位で顔の見える関係の中で様々な活動（見守り、居場所づくり、災害時の要援護者支援など）に関わることができる人材づくりが必要です。それぞれができることを登録してもらい、支援を必要とする人に対する気づきやちょっとしたサポートができる人材を増やしていきます。

### サポーターの考え方

- 見守り
- 居場所スタッフ
- 災害時支援
- 相談・お知らせ

地域でできることを登録・活動

### ボランティアの現状

- ◇ふれあい協力員 44名
  - ◇認知症サポーター 5,411名
  - ◇認知症キャラバン・メイト 35名
  - ◇ボランティア登録 209名
  - ◇介護サポーター 186名
- 活動単位での養成は一定程度進んでいるが、地域単位での活動者は進んでいない。



### (3) 小地域ごとの福祉推進組織づくり

支援の対象や課題ごとに、支援の仕組みを作ることも大切ですが、地域ごとに様々な課題があり、一定の小地域ごとに問題を共有し取り組みを進めていくという視点も重要です。住民だけでなく多様な機関(福祉施設、地域福祉コーディネーターなど)が地域に関わることができれば、地域ぐるみの福祉活動が可能となります。

小地域ごとに横のつながり作りを行い、地域住民と団体の主体的な福祉活動づくりを進めます。

### 福祉推進組織

#### 誰でも参加

シニア 自治会  
支援を必要とする人  
子育て世代 事業者  
福祉職 などなど

#### テーマはなんでも

高齢者の 障害者の  
こと こと  
子どもの 防災・  
安全 つながり  
などなど

### 地域全体で課題共有

⇒つながり作り・助けあい



### 小地域ごとの取り組みの現状

- ◇自治会加入率 37.2%
  - ◇避難所運営協議会 8か所
  - ◇学校支援地域本部 1校
  - ◇コミュニティはぐくみ円卓会議:六小、七小、三小、四小・芝小、八小地域で実施
- 自治会加入率が低く、各種協議体や地域単位のサロンや助けあい活動も芽生えつつあるが、取り組みの連携に欠ける。

### ミニコラム「この計画を進めるポイント」

この計画の中では、二つの新しい専門職を配置し、地域の力を活かした支援をしていくことを目指しています。

#### 支援が行き届かない人に関わる

#### 地域福祉コーディネーター

支援が行き届かない人の個別支援に関わる専門職。必要な支援に繋いだり、個別支援を支える新しい活動の開発やネットワークづくりに取り組む。

(10頁参照)

地域の支えあいが広がる

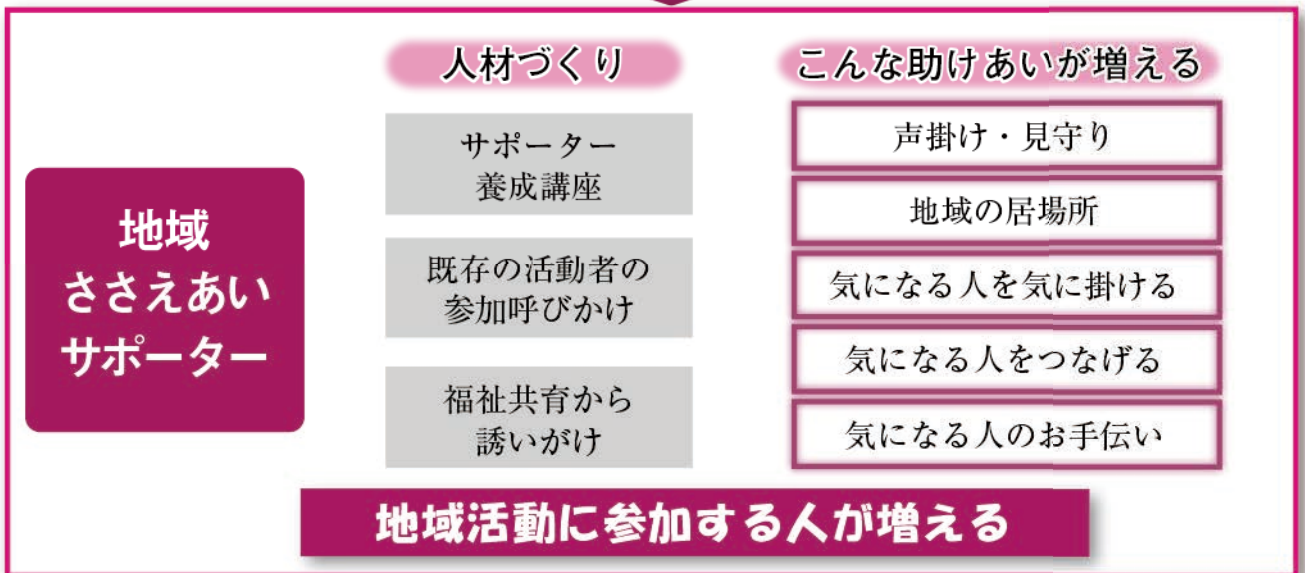
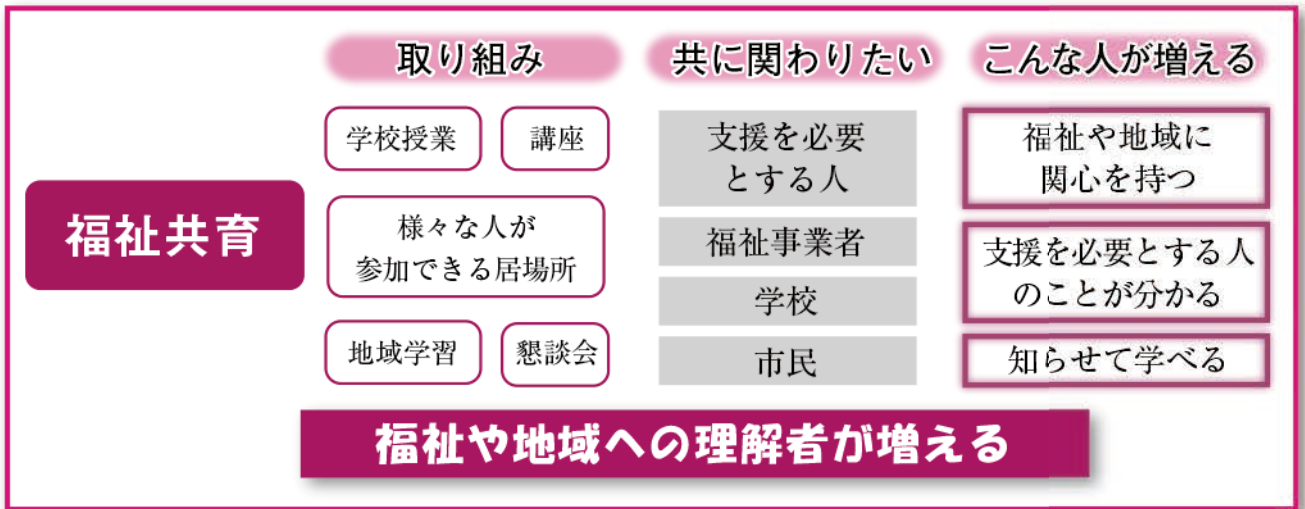
#### 支えあいの仕組みづくりに関わる

#### 生活支援コーディネーター

支えあいの仕組みを作る専門職。地域の既存の力や資源を活かしながら、主に高齢者の生活支援や介護予防につながる活動の場や担い手づくりに取り組む。

(14頁参照)

6. 計画の効果 ～取り組み推進のイメージ図～



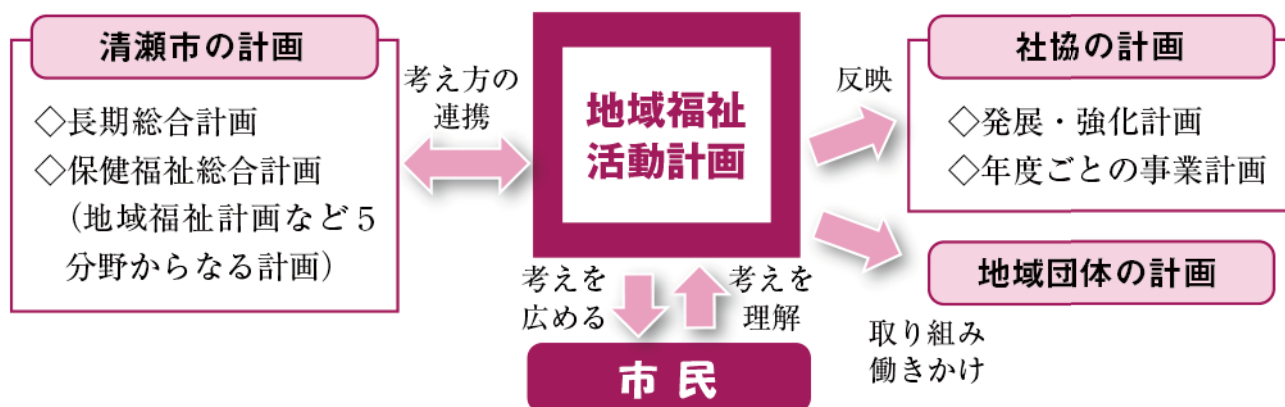
## 7. 福祉のまちづくりを進めていくために ～計画の推進方法～

### (1) 計画期間

中期的に地域づくりに取り組むため、平成28年度から平成33年度までの6年間とします。ただし、法制度の改正や行政計画の見直し状況によっては、随時見直しを進めます。

### (2) 地域の中でのこの計画の位置づけ

この計画は、社会福祉協議会だけで進めるものではありません。地域の様々な取り組みや計画と連動してこそ、成果が上がっていくものです。



### (3) 計画の推進・評価方法

#### ① 市民に理解を図り、市民の声を活かします

福祉のまちづくり懇談会や、市民や関係者との懇談を通じ、計画の考え方を共有するとともに、くりかえし市民の「声」を集約していきます。社協だよりを通じ、随時取り組みの進捗状況を分かりやすく伝えていきます。

#### ② 清瀬市保健福祉総合計画との連動

行政計画の推進・評価状況も含めて、考え方を共有していき、この計画の中で考え方・取り組みをどう連携できるかの視点をもって推進していきます。

#### ③ 職員内部評価

各部署の職員の事業評価を踏まえ、ワーキングチームで内部評価を行います。

#### ④ 推進評価委員会を設置します

年に2回程度、この計画を推進していくための委員会を設置します。計画の進捗状況を評価するほか、計画推進の課題分析と推進される方策等を検討していく中で、必要に応じ見直しを行います。

#### ⑤ 活動を進める運営体制と財源の確保

計画を推進していくためには、必要な人員体制の整備と財源確保が必要です。地域福祉コーディネーターや生活支援コーディネーターの配置が前提となるため、清瀬市と協議を進めながら取り組みを進める基盤づくりを行います。

## 第3章 地域福祉活動計画策定の経過

～地域の声を計画に反映していくために～

### 1. 市民検討チームを作りました ～委員会の設置～

#### (1) 清瀬市民地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 この要綱は、清瀬市の地域福祉に関する計画と相互に補完し合う地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定することを目的とする。

(名称)

第2条 委員会の名称は、清瀬市民地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)と称する。

(委員の構成)

第3条 委員会は、次に掲げる委員で構成し、会長がこれを委嘱する。

- |                |    |
|----------------|----|
| (1) 公募による市民    | 2名 |
| (2) 民生・児童委員協議会 | 1名 |
| (3) 知識経験者      | 2名 |
| (4) 行政機関関係者    | 1名 |
| (5) 東京都社会福祉協議会 | 1名 |
| (6) 社会福祉協議会理事  | 2名 |
| (7) その他関係機関    | 6名 |

2 委員が欠けたときは、補欠委員をおくことができる。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員の互選により委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長は、会務を総括し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(作業委員会の設置)

第6条 委員会の下に必要な応じ作業委員会を設置することができる。

(関係者の出席要求)

第7条 委員会が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、清瀬市社会福祉協議会事務局において処理する。

(会議の公開)

第9条 委員会は、原則公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(1) 公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼす恐れがあると認められる場合

(2) 特定の者に不当な利益又は不利益をもたらす恐れがあると認められる場合

(傍聴)

第10条 前条の規定に基づき、会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、住所氏名を明示し、許可を受けなければならない。

2 傍聴人は、係員の指示に従い、会議の進行を妨げることをしてはならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定めるものとする。

(設置期間)

第12条 委員会の設置期間は、計画の策定が終了するまでとする。

附 則

この要綱は、平成27年3月1日から施行する。

(2) 第3次 清瀬市民地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

任期：平成27年4月27日～平成28年3月31日

	氏名	所属	選出区分	備考
1	赤川 都	市民公募	公募による市民	委員長
2	岩崎 雅美	上智社会福祉専門学校	知識経験者	
3	内山 勇	社会福祉協議会理事	社会福祉協議会理事	
4	大久保由里	元清瀬市放課後こども教室運営委員会委員	その他関係機関	
5	小川 和夫	市民公募	公募による市民	
6	小俣みどり	子育てネットワーク・ピッコロ	その他関係機関	
7	小山 利臣	清瀬市高齢福祉担当部長	行政機関関係者	
8	兼田 則子	清瀬市民生児童委員	民生児童委員協議会	
9	木下 八重	清瀬市障がい児「のびのび親の会」	その他関係機関	
10	近藤 優美	東京都社会福祉協議会	東京都社会福祉協議会	
11	佐竹 治男	清瀬国際交流会	その他関係機関	
12	田上 明	清瀬喜望園	その他関係機関	
13	菱沼 幹男	日本社会事業大学	知識経験者	副委員長
14	丸山 安三	信愛報恩会	社会福祉協議会理事	
15	麦倉 稔	清瀬市商工会	その他関係機関	

(五十音順)

## 2. 色々な人の考えを反映するために ～策定経過～

### (1) 策定委員会の開催

回	日程	内容
第1回	4月27日	①委員会の進め方について ②地域福祉活動計画の考え方について ③計画策定の流れとニーズ把握の方法について
第2回	6月22日	①第2次地域福祉活動計画の評価について ②地域懇談会の実施方法について ③アンケート調査の実施方法について
第3回	8月31日	③福祉のまちづくり懇談会の実施報告 ④福祉のまちづくりアンケートの実施報告 ⑤ニーズ把握から見てきたことと基本目標の設定
第4回	9月28日	①第3次計画で取り組んでいくことについて ②基本目標の項目設定について ③基本目標のまとめ方について
第5回	11月30日	①第2次計画の課題分析と第3次計画の計画化について ②基本目標、取り組みの方向性等について ③計画素案のまとめ方について
第6回	12月21日	①計画書の構成について ②基本理念及び基本目標について
第7回	1月25日	計画素案について
第8回	2月22日	①計画書最終検討 ②推進評価の方法について



## (2) 職員参加による計画づくり

### ①職員向け説明会

4月下旬から5月上旬にかけ、職員向けの計画策定に関する説明会を行い、計画策定の考え方について共有を図りました。

### ②職員向け説明会

各部署の代表からなる職員検討ワーキングチームを設置しました。実務に関わる職員が計画づくりの一部を担いました。

回	日程	内容
第1回	5月26日	①計画策定の方法 ②地域課題と必要な取り組み
第2回	6月5日	福祉のまちづくりアンケート項目の検討
第3回	6月11日	福祉のまちづくりアンケート項目の検討
第4回	11月25日	職員アンケートについて
第5回	12月14日	計画の骨子について
第6回	1月8日	計画の素案について

## (3) 地域の声を計画に

### ①福祉のまちづくり懇談会

地域住民や関係者に呼びかけ、地域の福祉課題、あったらよい取り組みなどの共有を行いました。【実施報告 25頁】

### ②福祉のまちづくりアンケート

小学校6年生、支援を必要とすると考えられる人（層）、福祉・医療等関係者、市民活動者・団体などに対しアンケートを行い、各々を取り巻く現状や地域や周囲の人の課題、あったらいい取り組みなどの実態把握を行いました。【実施報告 27頁】

### 3. 福祉のまちづくり懇談会報告

#### 【目的】

- ・地域の福祉課題を拾い上げ、その課題を第3次清瀬市民地域福祉活動計画に活かす。
- ・地域の福祉課題を共有し、課題解決に向けて地域の方と社協が相互理解を図る。

#### 【実施方法】

- ・6地域で実施。土曜日開催により、平日は困難な方が参加できる日を設けた。
- ・内容はいずれの地区も同じ「私たちの地域の困りごと・気になること」「あるとよい取組」を主なテーマにした。
- ・11歳から80歳代まで幅広い年齢層の市民が参加。

日時	地域	会場	参加	困りごと 件数	あるとよい 取組の件数
7月23日(木)	旭が丘・下宿	清明小学校	17名	105件	32件
7月24日(金)	中清戸・下清戸	コミュニティラビ	21名	119件	32件
7月25日(土)	どなたでも	けやきホール	14名	84件	29件
7月29日(水)	中里	中里地域市民センター	11名	67件	43件
7月30日(木)	野塩・梅園	野塩地域市民センター	18名	109件	44件
7月31日(金)	上清戸・元町	けやきホール	12名	69件	36件
8月4日(火)	松山・竹丘	第三小学校	33名	53件	53件
合計			126名	606件	269件

#### 主な生活課題

住環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・坂や階段があって上り下りが大変。</li> <li>・空き家が増えており、手入れがされていないなど気になる。</li> <li>・バス停が遠い、バス経路が不便など交通手段が困る。</li> <li>・カラスや野良猫などが多く、困る。</li> <li>・外灯が少なく、夜が暗くて怖い。</li> <li>・道路のでこぼこで白杖がつかずく。</li> </ul>
マナー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車や車の運転マナーが悪い。</li> <li>・視覚障害者用信号機などへのいたずらがある。</li> <li>・ゴミやたばこのポイ捨て、犬のフンの放置などが気になる。</li> <li>・ゴミの分別が出来ていない(わからない)など出し方が悪い。</li> </ul>
自治会など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会や子ども会が無い。</li> <li>・自治会に若者の参加がなく高齢化している。</li> </ul>
担い手	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ちょっとした困りごとを頼める人がいない。</li> <li>・ボランティアをする人が不足していたり、高齢化したりしている。</li> <li>・PTAや地域の活動などに関わる人がいない。</li> </ul>